明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行期日を定める政令（一六二）　二
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（一六三）　二
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（一六四）　三

〔告　示〕

○消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の主たる事務所の所在地及び確認の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件（**消防庁**一〇）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**一七四）　四
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**三八）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一〇一一～一〇一五）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一〇一六～一〇二二）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**六四五）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**一七八、一七九）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**四八）　七

〔国会事項〕

内閣　内閣府　金融庁・財務省・農林水産省　法務省　農林水産省　会計検査院　七

〔人事異動〕

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任　八
関係
会社その他
平成三十年普及指導員資格試験（公告）（農林水産省）　八
平成三十年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　九

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

国家試験　九

〔公　告〕

官庁
財団、有権者申出方関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一六二号）（内閣府本府）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二九年法律第二八号）の施行期日は、平成三〇年五月一一日とすることとした。

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（政令第一六三号）（内閣府本府）

1　特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であって、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等は、次に掲げるものとすることとした。（第一条関係）

㈠　特定の個人の病歴

㈡　次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（㈠に該当するものを除く。）

(1)　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の主務省令で定める心身の機能の障害があること。

(2)　特定の個人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（(3)において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（(3)において「健康診断等」という。）の結果

(3)　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、特定の個人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

2　匿名加工医療情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工医療情報を一定の規則に従って整理すること